

デジタル安全保護系に関する日本電気協会規格の技術評価に関する 検討チーム会合における日本電気協会への説明依頼事項（案）

1. 安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程 2020 年版の適用範囲に関するもの
 - (1) 「4. デジタル安全保護系に対する要求事項」の規定毎の適用範囲を説明して下さい。
 - (2) (2) ソフトウェア管理に関連する「4.17 ソフトウェアの管理外の変更の防止」、「4.18 不正アクセス行為等の被害の防止」、「4.19 品質保証」については、適用範囲の詳細を説明してください。
2. 核計装・放射線計装に関するもの
 - (1) 核計装・放射線計装の演算・論理回路を「デジタル計算機」の対象としていない理由を説明してください。
 - (2) 「4.18 不正アクセス行為等の被害の防止」は、核計装・放射線計装は適用範囲外とのことですが、技術基準規則では、核計装・放射線計装にも適用される要求事項です。同規程では適用対象外とした理由を説明してください。
 - (3) 「4.16 自己診断機能」、「4.17 ソフトウェアの管理外の変更」、「4.18 不正アクセス行為等の被害の防止」及び「4.19 品質保証」については、核計装・放射線計装は適用範囲外とのことですが、これらの規定を核計装・放射線計装に用いることができるかについて説明してください。
3. その他
 - (1) 「4.6 計測制御系との分離」における「通信」の定義と、機能的分離が適用される範囲について示してください。
 - (2) 機能的分離には、安全系と非安全系信号の優先処理部(回路)が含まれるのか否か示してください。また、この処理がFPGA等のソフトウェアが介在する処理回路で実装される場合に、適用範囲となるか否かを示してください。